

議案第45号

木津川市表彰条例の一部改正について

木津川市表彰条例（平成26年木津川市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」が公布され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市表彰条例の一部を改正する条例（案）

木津川市表彰条例（平成26年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第45号）

木津川市表彰条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第14条（略） （待遇の停止）	第1条～第14条（略） （待遇の停止）
第15条 名誉市民及び自治功労者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、第13条の待遇を停止する。	第15条 名誉市民及び自治功労者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、第13条の待遇を停止する。
<u>(1)</u> 破産者で復権を得ない者	<u>(1)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
<u>(2)</u> <u>前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者</u>	<u>(2)</u> 破産者で復権を得ない者
	<u>(3)</u> <u>前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者</u>
第16条・第17条（略）	第16条・第17条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第45号 木津川市表彰条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 秘書係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」が公布され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格事項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布（令和元年6月14日） ・課内で協議・検討を行い、改正案を策定。 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	3 一人ひとりが認め合い、力を発揮できるまちづくり
	政策分野	6 共生
	施 策	① 人権教育・啓発
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	成年後見制度を利用されている方が、待遇を停止されることがなくなります。 経費は特に必要ありません。	